

## 適時開示に係る提出書類

### 1. 第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等

上場会社が、第三者割当による募集株式の割当てを行う場合には、上場規程の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により以下の事項について確約すること及び当該事項の確約を証する書面（「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡報告に係る確約書」）を提出することが義務付けられています。

- ・ 割当てを受けた者は、割当てを受けた日から起算して2年間において、割当てを受けた株式（以下この条において「割当株式」という。）の譲渡を行った場合には、直ちに上場会社に書面によりその内容を報告すること。
- ・ 上場会社は、割当てを受けた者が前号に掲げる期間において割当株式の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を東証に報告すること。
- ・ 割当てを受けた者は、この項に規定する確約のための書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆の縦覧に供されることに同意すること。
- ・ その他東証が必要と認める事項

【上場規程第422条、施行規則第428条、同第429条】

また、上場会社は、割当てを受けた者が上記確約に定める期間において募集株式の譲渡を行った場合には、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」を提出することが義務付けられています。

【施行規則第430条】

「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡報告に係る確約書」（写し）は、募集株式の割当て後直ちに、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」は、割当てを受けた者からの報告後直ちに東証に提出するようにしてください。

参考様式は、日本取引所グループウェブサイト又は上場会社ナビ内「適時開示に係る提出書類」よりダウンロードできます。

URL <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>

( : [規則・取引参加者](#) - [制度・規則](#) - [提出書類等](#) - [内国株式関係提出書類](#) )

### 2. 第三者割当の割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書

上場会社が第三者割当を行う場合は、開示の有無にかかわらず、「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を作成後直ちに提出することが義務付けられています。

なお、割当先のすべてが東証の上場会社、取引参加者又はその他東証が認める者である場合は、確認書の提出は不要となります。ここでいう東証が認める者とは、国、地方公共団体又はこれに準ずる者並びに株式報酬としての株式の発行に係る募集（自己株式処分に係る募集を含む。）又はストック・オプションとしての新株予約権の発行に係る募集（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）を行う場合の割当ての対象者の一部（\*）を想定しています。

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第1号e関係】

（\*）詳細については「〔2〕（7）株式報酬としての株式の発行に係る募集（自己株式処分に係る募集を含む。）」又は「〔2〕（9）新株予約権の発行（ストック・オプションとしての発行を含む。）」を参照してください。

また、本確認書の提出にあたっては、割当先の属性を示す書面を添付して提出してください。

本確認書は、第三者割当の発行決議日の前営業日までに東証に提出するようにしてください。やむを得ない理由により発行決議日までに提出することが困難である場合は、東証までご相談ください。

#### 〔参考〕反社会的勢力の排除について

上場会社は、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして、以下の関係を有することが禁止されています。

- ・ 次に掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この項において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係
  - a. 上場会社
  - b. 上場会社の親会社等
  - c. 上場会社の子会社
  - d. 上場会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）
- ・ 上記のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係

【上場規程第443条、施行規則第436条の5】

上場会社が、上記の関係を有している事実が判明した場合において、その実態が東証の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと東証が認めるときには、その上場を廃止することとしています。

【上場規程第601条第1項第19号、施行規則第601条第16項関係】

参考様式は、日本取引所グループウェブサイト又は上場会社ナビ内「適時開示に係る提出書類」よりダウンロードできます。

URL <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>

(： 規則・取引参加者 制度・規則 提出書類等 内国株式関係提出書類)

### 3. 増資の合理性に係る評価手続きに関する書面

上場会社がノンコミットメント型ライツ・オフリングに係る新株予約権証券を上場しようとする場合には、上場会社が増資の合理性に係る評価手続きとして実施した手続きに応じて、「増資の合理性に係る審査結果を記載した書面」又は「株主の意思確認の結果について記載した書面」のいずれかを提出することが義務付けられています。

【上場規程第304条第1項第2号、施行規則第306条第2項】

「増資の合理性に係る審査結果を記載した書面」については上場申請日までに、「株主の意思確認の結果について記載した書面」については意思確認手続き終了後直ちに東証に提出するようにしてください。

参考様式は、日本取引所グループウェブサイト又は上場会社ナビ内「適時開示に係る提出書類」よりダウンロードできます。

URL <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>

( : 規則・取引参加者 制度・規則 提出書類等 内国株式関係提出書類 )

### 4. 支配株主との取引状況等に関する報告

東証では、第三者割当により支配株主が異動した場合において、その後3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損され、株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと認められるときは、その上場を廃止することとしており、この支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると認めるときに該当するかどうかの審査を「支配株主との取引状況等に関する報告」の内容に基づき行うこととしています。

上場規程第601条第1項第6号に定める第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、原則として、該当した日が属する事業年度の末日を経過した後及び当該末日の翌日から起算して1年を経過するごとに（3年以内に限る。）、各事業年度における支配株主（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合における募集株式等の割当てを受けた者及び当該募集株式等の譲渡が行われた場合における当該募集株式等の譲渡を行った者を含む。以下本項目この項において同じ。）との取引状況等について記載した「支配株主との取引状況等に関する報告書」を速やかに提出することが義務付けられています。当該書面については、該当した日が属する事業年度の末日及び事業年度末日から1年を経過するごとに、各々の事業年度末日から3か月以内に東証に提出してください。

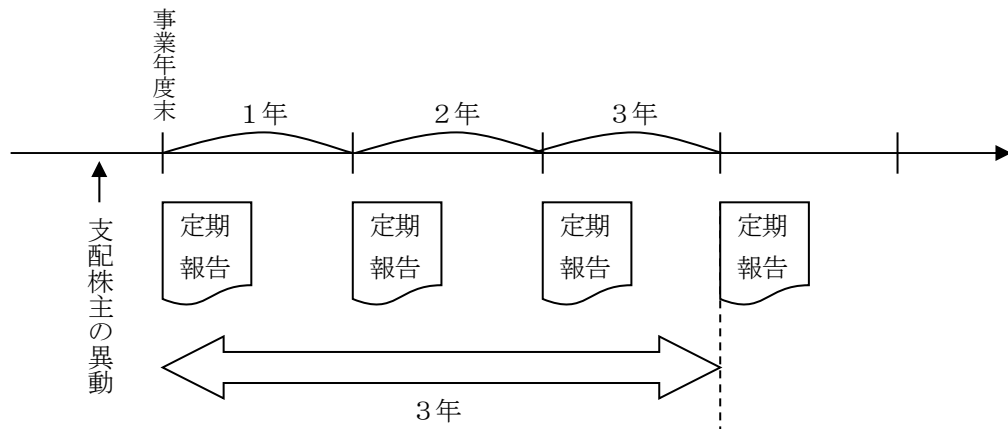
【上場規程第601条第1項第6号、施行規則第601条第6項第3号】

また、第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、支配株主との取引状況等に関し東証が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられます。

【上場規程第601条第1項第6号、施行規則第601条第6項第4号】

なお、募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合において、報告対象期間に当該募集株式等を保有する者の異動があった場合には、その内容を記載した「支配株主との取引状況等に関する報告書【別添】」を提出してください。

### <定期報告のイメージ図>



参考様式は、日本取引所グループウェブサイト又は上場会社ナビ内「適時開示に係る提出書類」よりダウンロードできます。

URL <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>

( : 規則・取引参加者—制度・規則—提出書類等—内国株式関係提出書類 )

## 5. 会社情報の公開に関する通知書

やむを得ない事情によりTDnetオンライン登録システムによらず、東証の窓口又はファクシミリにより開示資料の提出を行う場合には、東証まで連絡してください。また、「会社情報の公開に関する通知書」を作成して、開示資料に添付して提出してください。

※ TDnetオンライン登録の場合は不要です。

この様式は日本取引所グループウェブサイト又は上場会社ナビ内「適時開示に係る提出書類」よりダウンロードできます。

URL <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>

( : 規則・取引参加者—制度・規則—提出書類等—内国株式関係提出書類 )

## 6. 情報取扱責任者変更通知書

上場会社は、取締役・執行役又はこれに準ずる役職の方から「情報取扱責任者」を選任し、東証に届け出ることが義務付けられています。

【上場規程第417条】

情報取扱責任者は、東証との連絡窓口となるほか、重要な会社情報の社内管理や開示を担当していただくことになります。

情報取扱責任者の変更の届出は、Targetを利用してください。

URL <https://portal.arrowfront.jp/target/x/tseics/webportal/top.html>

(「書類を提出する」→「会社基本情報 (情報取扱責任者変更)」)

## 7. 会社情報の公表に至る経緯に関する報告書

東証では、その開設する金融商品市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査に係る自主規制業務を自主規制法人に委託しており、それに基づき、自主規制法人（売買審査部）では、インサイダー取引をはじめとする法令諸規則に違反する取引行為に係る売買審査を行っています。

自主規制法人（売買審査部）では、東証から委託を受けた自主規制業務として、有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認める場合には、上場会社に対し、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行います。

【自主規制法人業務規程第16条第2項】

上場会社は、自主規制業務を受託する自主規制法人が、有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含め、上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合については、照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

【上場規程第415条第5項、第3条第2項】

この照会を受けた場合には、「会社情報の公表に至る経緯に関する報告書」を作成して、自主規制法人（売買審査部）に提出してください。

※ 照会の際に「会社情報の公表に至る経緯に関する報告書」フォーマットを送付いたします。

## 8. 算定機関が作成した算定書

上場会社が株式併合、合併等の組織再編行為、公開買付け、公開買付等に関する意見表明等、全部取得条項付種類株式の全部の取得、株式等売渡請求等に係る承認を行う場合であって、一定の条件に該当するときは、算定機関（\*1）が作成した算定書（\*2）を東証に提出することが義務付けられています。（算定書の提出が義務付けられる場合については、「第2編 会社情報の適時開示実務上の取扱い」の各開示項目を参照してください。）

算定書は、算定の具体的な過程（\*3）及び算定の前提条件（\*4）が記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を添付することでも差し支えありません。）。

【上場規程第421条第2項、施行規則第417条】

（\*1）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。

（\*2）「取引条件に関する見解を記載した書面」をいいます。

（\*3）具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。

（\*4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

算定方法	項目
① 市場株価法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計算対象期間</li><li>・ 算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</li><li>・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）</li><li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li></ul>
② 類似会社比較法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由</li><li>・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）</li><li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li></ul>

<p>③ ディスカウント・キャッシュ・フロー法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、E B I T D A 及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値</li> <li>・ 財務予測の作成主体</li> <li>・ 割引率の具体的な数値（レンジ可）</li> <li>・ 継続価値の算定方法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）</li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> <p>〔MBO等に該当する場合は、以下の項目も含む。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割引率の種類</li> <li>・ 割引率に関してサイズリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミアムの考慮がある場合には、その内容と根拠</li> <li>・ 継続価値の具体的な数値（レンジ可）</li> <li>・ 継続価値の算定に用いたパラメータの設定に関する考え方</li> <li>・ 継続価値に関して最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を行っている等の前提条件がある場合には、その内容</li> <li>・ 個別資産（賃貸等不動産、保有有価証券、現預金など）の算定上の取扱い</li> </ul>
-----------------------------	--

※ 「MBO等」とは、次の（１）から（３）までに掲げる事項（当該事項又は（１）若しくは（２）に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により上場会社が発行者である株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）をいいます。

（１） MBO

（２） 公開買付者が支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者である公開買付け

（３） 株式併合、株式交換、株式移転、全部取得条項付種類株式の全部の取得、株式等売渡請求に係る承認（支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（注）が関連する者に限る。）

（注） （３）に掲げる事項と一連の行為として行われる公開買付けによって新たにこれらの者になった者は除かれます。